

高知県かつお一本釣漁船建造等支援資金利子補給要綱の一部改正新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">高知県かつお一本釣漁船建造等支援資金利子補給要綱</p> <p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(融資対象者)</p> <p>第3条 この要綱により貸付金の融資を受けることができる者(以下「<u>融資対象者</u>」という。)は、県内に居住し、又は事業所を設置し、<u>かつ、県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がない者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。</u></p> <p><u>(1) かつお一本釣漁業を開始する者又は営んでいる者であって、次の要件を全て満たすもの</u></p> <p><u>ア 県内の漁業協同組合に所属する組合員であること。</u></p> <p><u>イ 貸付対象漁船の従事者として、1名以上の県内漁業者を雇用していること。</u></p> <p><u>ウ 貸付対象漁船が本県に船籍を有すること。</u></p> <p><u>(2) 水産関係民間団体事業補助金交付等要綱の運用について(平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知)で規定する「水産業成長産業化沿岸地域創出事業」又は「水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業」(以下「リース事業」という。)のリース事業者であって、リース事業により前号に該当する者に貸し付ける漁船の導入を行う者</u></p> <p><u>(3) 削除</u></p> <p><u>(4) 削除</u></p> <p>第4条～第5条 (略)</p>	<p style="text-align: center;">高知県かつお一本釣漁船建造等支援資金利子補給要綱</p> <p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(融資対象者)</p> <p>第3条 この要綱により貸付金の融資を受けることができる者(以下「<u>対象漁業者</u>」という。)は、県内に居住し、又は事業所を設置し、<u>かつお一本釣漁業を開始する者又は営む者であって、次の要件を全て満たすものとする。</u></p> <p><u>(1) 県内の漁業協同組合に所属する組合員であること。</u></p> <p><u>(2) 貸付対象漁船の従事者として、1名以上の県内漁業者を雇用していること。</u></p> <p><u>(3) 貸付対象漁船が本県に船籍を有すること。</u></p> <p><u>(4) 県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。</u></p> <p>第4条～第5条 (略)</p>

高知県かつお一本釣漁船建造等支援資金利子補給要綱の一部改正新旧対照表

<p>(融資機関の主導性)</p> <p>第6条 融資機関は、融資の対象者の決定等この要綱の目的を達成するため、<u>融資対象者</u>に対し適切な措置を講ずるものとする。</p> <p>第7条～第8条 (略)</p> <p>(貸付の実行及び報告)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 融資機関は、<u>融資対象者</u>から当該資金の全部又は一部の繰上償還を受けた場合は、直ちに別記第6号様式によるかつお一本釣漁船建造等支援資金繰上償還報告書により知事に報告しなければならない。</p> <p>(事業完了確認)</p> <p>第10条 融資機関は、<u>融資対象者</u>に対し、事業完了後直ちに別記第7号様式によるかつお一本釣漁船建造等支援資金事業完了届を提出させるとともに、完了状況を確認の上、別記第8号様式によるかつお一本釣漁船建造等支援資金事業完了確認報告書に前記事業完了届の写しを添え、知事に提出しなければならない。</p> <p>第11条～第13条 (略)</p>	<p>(融資機関の主導性)</p> <p>第6条 融資機関は、融資の対象者の決定等この要綱の目的を達成するため、<u>対象漁業者</u>に対し適切な措置を講ずるものとする。</p> <p>第7条～第8条 (略)</p> <p>(貸付の実行及び報告)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 融資機関は、<u>対象漁業者</u>から当該資金の全部又は一部の繰上償還を受けた場合は、直ちに別記第6号様式によるかつお一本釣漁船建造等支援資金繰上償還報告書により知事に報告しなければならない。</p> <p>(事業完了確認)</p> <p>第10条 融資機関は、<u>対象漁業者</u>に対し、事業完了後直ちに別記第7号様式によるかつお一本釣漁船建造等支援資金事業完了届を提出させるとともに、完了状況を確認の上、別記第8号様式によるかつお一本釣漁船建造等支援資金事業完了確認報告書に前記事業完了届の写しを添え、知事に提出しなければならない。</p> <p>第11条～第13条 (略)</p>
---	---

高知県かつお一本釣漁船建造等支援資金利子補給要綱の一部改正新旧対照表

<p>(利子補給の打切り等)</p> <p>第 14 条 知事は、<u>融資対象者</u>が、貸付金をその目的以外に使用したとき、虚偽の申請により借り入れたとき又は別表に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、融資機関に対する利子補給金の全部又は一部を打ち切ることができるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第 15 条～第 16 条 (略)</p> <p>(書類の検査及び報告)</p> <p>第 17 条 知事は、必要があると認めるときは、<u>融資対象者</u>及び融資機関に係る関係帳簿、書類その他必要な物件に対する職員の検査及び必要な報告を求めることができるものとし、<u>融資対象者</u>及び融資機関は、これに協力しなければならない。</p> <p>第 18 条～第 19 条 (略)</p> <p>(附則) 略</p> <p><u>(附則)</u></p> <p><u>この要綱は、令和 6 年 1 月 12 日から施行する。</u></p>	<p>(利子補給の打切り等)</p> <p>第 14 条 知事は、<u>対象漁業者</u>が、貸付金をその目的以外に使用したとき、虚偽の申請により借り入れたとき又は別表に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、融資機関に対する利子補給金の全部又は一部を打ち切ることができるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第 15 条～第 16 条 (略)</p> <p>(書類の検査及び報告)</p> <p>第 17 条 知事は、必要があると認めるときは、<u>対象漁業者</u>及び融資機関に係る関係帳簿、書類その他必要な物件に対する職員の検査及び必要な報告を求めることができるものとし、<u>対象漁業者</u>及び融資機関は、これに協力しなければならない。</p> <p>第 18 条～第 19 条 (略)</p> <p>(附則) 略</p>
--	--

高知県かつお一本釣漁船建造等支援資金利子補給要綱の一部改正新旧対照表

別記

第1号様式（第7条関係）

高知県かつお一本釣漁船建造等支援資金借入申込書

御中

申込年月日	年 月 日
住 所	TEL ()
ふりがな 氏 名 ※ 1	
生年月日 ※ 2	
所属漁協 ※ 3	

下記のとおり高知県かつお一本釣漁船建造等支援資金を借りたいので、申し込みます。

借入申込金額	千円	元金償還方法	年据置後 年均等払 年不均等払
貸付金の種類	資金	元金償還期日	第1回 年 月 日 最終 年 月 日
借入希望時期	年 月 日		
協会保証	有 無	元金償還額	第1回以後 千円 千円
県制度資金 既往借入残高		利息の 支払期日	借入後 毎年 月 日

(注)不均等払の場合、償還予定表を添えてください。

別記

第1号様式（第7条関係）

高知県かつお一本釣漁船建造等支援資金借入申込書

御中

申込年月日	年 月 日
住 所	TEL ()
ふりがな 氏 名	
生年月日	
所属漁協	

下記のとおり高知県かつお一本釣漁船建造等支援資金を借りたいので、申し込みます。

借入申込金額	千円	元金償還方法	年据置後 年均等払 年不均等払
貸付金の種類	資金	元金償還期日	第1回 年 月 日 最終 年 月 日
借入希望時期	年 月 日		
協会保証	有 無	元金償還額	第1回以後 千円 千円
県制度資金 既往借入残高		利息の 支払期日	借入後 毎年 月 日

(注)不均等払の場合、償還予定表を添えてください。

高知県かつお一本釣漁船建造等支援資金利子補給要綱の一部改正新旧対照表

事業計画	漁業種類	施設の内容	事業費		着工予定時期
		(規模・能力・構造等)	項目	金額	
				千円	
	事業種類				竣工予定時期
			計		

事業計画	漁業種類	施設の内容	事業費		着工予定時期
		(規模・能力・構造等)	項目	金額	
				千円	
	事業種類				竣工予定時期
			計		

(注) 経営維持資金を借り入れる場合、「施設の内容」欄には定期検査・中間検査のどちらかを記入してください。

(注) 経営維持資金を借り入れる場合、「施設の内容」欄には定期検査・中間検査のどちらかを記入してください。

資金計画	所要資金	資金調達					
		借入金		補助金	自己資金		その他
		本件借入金	その他借入金	国・県市町村	現・預金	その他	
		千円	千円	千円	千円	千円	千円

資金計画	所要資金	資金調達					
		借入金		補助金	自己資金		その他
		本件借入金	その他借入金	国・県市町村	現・預金	その他	
		千円	千円	千円	千円	千円	千円

高知県かつお一本釣漁船建造等支援資金利子補給要綱の一部改正新旧対照表

(氏名)					(氏名)											
償還計画	年間償還金 (元金合計最高時)	本件借入金			年間償還金 (元金合計最高時)	本件借入金										
		その他長期借入金				その他長期借入金										
		計				計										
	償還財源	収支計画のFの金額+減価償却費			償還財源	収支計画のFの金額+減価償却費										
借入申込者の財産状況(年月末現在) ※4	資 産			負 債				資 産			負 債					
	預貯金	千円			借入金計		千円		預貯金	千円			借入金計		千円	
					借入先	資金名	内容	残高					借入先	資金名	内容	残高
	漁船								漁船							
	漁具								漁具							
	機器								機器							
	その他								その他							
	田畑								田畑							
	宅地				支払手形				宅地				支払手形			
	建物				未払金				建物				未払金			
	その他				その他				その他				その他			
小計	千円			小計				小計	千円			小計				
差引純財産																
漁船	登録番号	トン数	馬力数	進水年月	保証人											
					担保物件											

高知県かつお一本釣漁船建造等支援資金利子補給要綱の一部改正新旧対照表

家族構成※5	氏名	続柄	年齢	職業	氏名	続柄	年齢	職業	家族構成	氏名	続柄	年齢	職業	氏名	続柄	年齢	職業		

(注) 法人の場合は、※の項目には次の事項を記入してください。

※1 法人名及び代表者の役職・氏名

※2 設立年月日

※3 該当ない場合は「該当なし」と記入

※4 貸借対照表の主な項目に変更し、記入

※5 役員構成